

地区計画の区域内における行為の届出書 (記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

青梅市長 殿

届出者 住所 〇〇市〇〇〇丁目〇番地の〇
 氏名 〇 〇 〇 〇
 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 (連絡先) 担当者名 〇 〇 〇 〇
 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市計画法第58条の2第1項の規定にもとづき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築または工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態または意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 青梅市□□〇〇丁目△△番□□
 (地区計画名： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地区計画)
- 2 行為の着手予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 行為の完了予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 設計または施工方法

(1)	土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²	
(2)	(イ) 行為の種類	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
		(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
			① 敷地面積			〇〇〇.〇〇m ²
			② 建築または建設面積	〇〇〇.〇〇m ²	〇〇〇.〇〇m ²	〇〇〇.〇〇m ²
			③ 延べ面積	〇〇〇.〇〇m ²	〇〇〇.〇〇m ²	〇〇〇.〇〇m ²
			④ 高さ	地盤面から		〇〇〇.〇〇m
			⑤ 緑化施設の面積			〇〇.〇〇m ²
			⑥ 用途	一戸建ての住宅		
⑦ 垣またはさくの構造	コンクリートブロックH=600+アルミフェンスH=800・生け垣・なし・未定等					
(3)	(イ) 変更部分の延べ面積					
		(ロ) 変更前の用途				
			(ハ) 変更後の用途			
(4)	建築物等の形態または意匠の変更	変更の内容				
(5)	木竹の伐採	伐採面積			m ²	

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
 - 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 - 3 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一つの届出書によることができる。
 - 4 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

なし・未定の場合は、別紙確約書が必要です

添付図書（2部提出）

行為の種類	図面	縮尺	備考
(1) 土地の区画形質の変更の場合	案内図	1/10,000 以上	方位、道路および目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000 以上	当該土地の区域および当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100 以上	造成計画平面図等
	求積図	1/250 以上	
	公図写	1/500	申請地を赤色で囲うこと。
	委任状		届出者と来庁者が異なる場合必要
	その他市長が必要と認めるもの		
(2) 建築物の建築、工作物の建設および建築物の用途の変更の場合	案内図	1/10,000 以上	(1) に同じ
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物または工作物の位置を表示（外壁から隣地境界までの距離を表示）
	立面図	1/50 以上	二面以上 屋根、外壁等の色彩（茶系、グレー系など）を記入ならびに最高高さ、垣またはさく等の構造を記入
	平面図	1/50 以上	各階のもの・各階の用途を表示（工作物の場合は不要）
	緑化図	1/100 以上	緑化施設の位置を表示
	求積図	1/250 以上	
	矩計図 または 断面図	1/100 以上	
	公図写	1/500	(1) に同じ
	委任状		(1) に同じ
	「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく届出書または適合通知書の写し（青梅駅前西地区地区計画および青梅インターチェンジ北側地区地区計画の場合必要。ただし、当該行為が「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく届出要件に満たない場合は不要。）		
その他市長が必要と認めるもの			

添付図書（**2部**提出）

行為の種類	図面	縮尺	備考
(3) 建築物および工 (4) 作物の形態または意匠の変更の場合	案内図	1/10,000 以上	(1) に同じ
	配置図	1/100 以上	(2) に同じ
	立面図	1/50 以上	(2) に同じ
	平面図	1/50 以上	(2) に同じ
	求積図	1/250 以上	
	矩計図 または 断面図	1/100 以上	
	公図写	1/500	
	委任状		(1) に同じ
	その他市長が必要と認めるもの		